

I 章 個別施設計画の概要

【P1～P5】

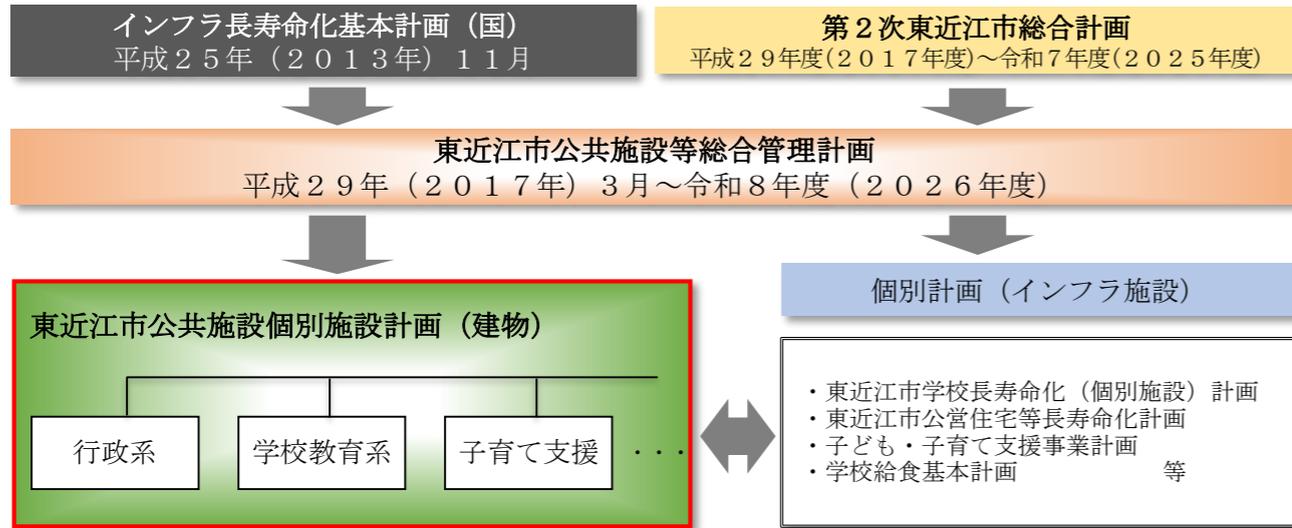
1 計画の目的 (P1)

本市では、これまでから公の施設について一定の見直し、整理を行ってまいりましたが、平成29年(2017年)3月には「東近江市公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的な視点で本市における今後の公共施設等のあり方の基本的な方針を示しているところです。

「東近江市公共施設個別施設計画」(以下「本計画」という。)は、個別施設ごとの建物の状態や課題、利用状況等を整理・評価した内容等を踏まえて、各公共施設の適正かつ効率的な管理運営を図り、東近江市民の共有の財産である公共施設を安全で安心な形で将来の世代に引き継ぐことを目指し策定するものです。

2 計画の位置付け (P1)

東近江市公共施設等総合管理計画に示した方針に沿って個別施設ごとに適切で計画的な維持管理、更新等を実施していくための具体的な対応方針を示した実施計画として位置付けます。



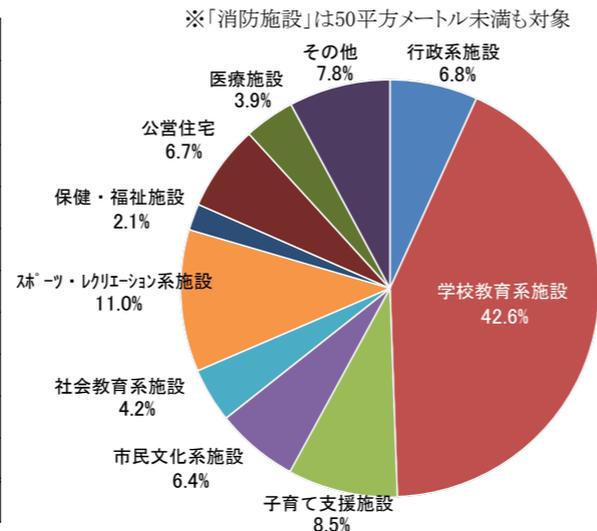
3 計画期間 (P2)

本計画は、総合管理計画の実施計画として位置付けるため、計画期間は総合管理計画に合わせ10年間を1期とし、第1期の終期に合わせて、本計画の計画期間を**令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間**とします。

4 計画の対象 (P2)

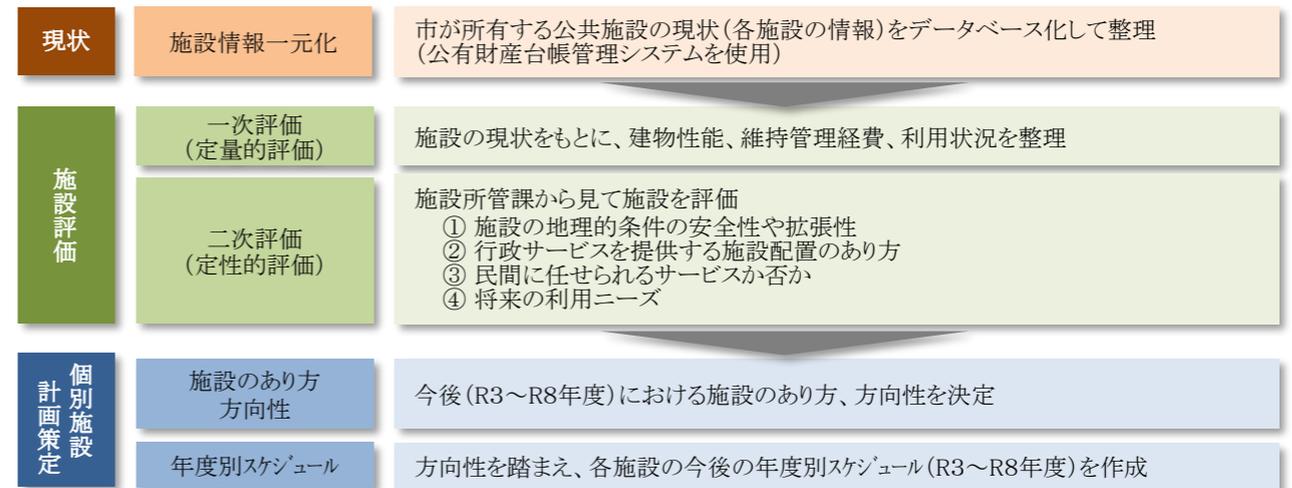
東近江市が保有する市有財産のうち、※延床面積50平方メートル以上の公共施設(建物) **276施設を対象**とし、10類型に区分しています。なお、インフラ施設(道路、橋梁、トンネル、上下水道等)については、各分野で長寿命化計画を策定、若しくは策定を予定しているため本計画の対象からは除いています。

施設類型	施設数	延床面積合計 (m ²)	構成割合
行政系施設	40	33,105.43	6.8%
学校教育系施設	34	207,836.33	42.6%
子育て支援施設	38	41,340.40	8.5%
市民文化系施設	20	31,123.45	6.4%
社会教育系施設	19	20,527.43	4.2%
スポーツ・レクリエーション系施設	32	53,669.64	11.0%
保健・福祉施設	7	10,041.89	2.1%
公営住宅	20	32,557.45	6.7%
医療施設	9	19,024.88	3.9%
その他	57	38,132.34	7.8%
合計	276	487,359.24	100.0%



5 対策の優先順位 (P4)

公共施設等について、市民に良質なサービスを提供するための適正配置の方針と長寿命化対策の優先順位を検討する方法として、下図の流れで施設評価を行いました。



6 計画の推進に当たって (P5)

(1) 計画の推進

長寿命化を推進することを基本とし、施設の配置や規模の適正化、保有量の適正化を図るとともに、予防保全の考え方を重視し修繕コストの削減を図ります。また、効果的で効率的な施設運営を行い、将来世代に負担を強いることなく、持続可能な住民サービスが展開できるよう取組を進めることとします。

(2) 推進体制

公有財産台帳のデータを基に各施設所管課が個別に管理している基本情報の一元化を行うことで、全庁的な情報の共有を図るとともに、施設の長寿命化や複合化、集約化の実施や統廃合などについて検討を行います。

(3) 計画の見直し

今後の人口動態や社会経済情勢等の変化に柔軟に対応していくことが求められることから、施設利用実態や施設整備の状況、利用者ニーズを把握し、実態に即した計画となるよう適宜、見直しを行います。

II 章 施設類型別個別施設計画

【P6～P53】

次の構成で施設分類別の公共施設の方向性を整理しています。

項目名	内容
施設名称	・施設の名称を表示
代表建築年度・築年数	・令和2年度(2020年度)時点の建築年度及び築年数を表示(代表建物)
延床面積(m ²)	・令和2年度(2020年度)時点の施設の延床面積を表示
スケジュール	(上段)工程表 ・令和3年度から令和8年度の6年間における改修等の実施予定時期を表示
	(下段)方向性 「現状維持」…適正な維持管理を行い、現在の建物の機能を維持する。又は建替えによる更新を図る。 「長寿命化」…長寿命化に向けた改修等を実施する。 「集約化(統合)」…類似施設をまとめて統合する。 「複合化(機能移転)」…拠点となる他施設に移転する。 「転用(用途変更)」…現在の施設を他機能に用いる。 「譲渡・民営化等」…利用団体や民間事業者等へ譲渡する。 「廃止・除却」…建物を廃止、解体する。 ※複数の選択肢が考えられる場合は、複数の選択肢を表示
対策費用概算(千円)	・令和3年度から令和8年度の方向性に基づく対応を実施するに当たり、令和2年(2020年)10月時点で想定している概算事業費を記載 ※あくまでも概算事業費であり、実際の整備時には事業費が変動する可能性がある。
備考	・建築基準法第12条に基づく点検の対象施設は「○」と表示 ・旧耐震基準のうち耐震診断未実施又は耐震性がない場合「※1」と表示 ・複数棟で構成されている施設において、一部の建物が耐震性を有している場合、「※2」と表示